

平成 21 年 2 月 3 日

愛荘町長 村西 俊雄 様

愛荘町公共下水道事業審議会
会長 宇 野 幸 彦

愛荘町下水道使用料について(答申)

平成 19 年 10 月 10 日付け、愛下第 84 号で諮問を受けた「下水道使用料について」、平成 19 年 10 月 10 日から平成 20 年 12 月 18 日まで 6 回にわたり開催した愛荘町公共事業下水道審議会における意見を下記のとおり提出します。

記

1 合併後の料金統一について

合併により旧両町の下水道使用料金体系が異なっており、合併協議会において「下水道審議会に諮り、合併後 3 年を目途に新料金を設定する」との提案を受けました。

審議会における意見は次のとおりです。

旧両町の使用料金は、使用料体系等が根本的に異なり、利用者の需要に対して格差が生じる料金となっています。このことは、下水道事業サービスの対価が不公平であることを示しており、料金統一にすることは適当と考えます。

2 適正な料金水準について

公共下水道事業の財政基盤の強化の必要性和、町財政運営を圧迫する恐れのある一般会計繰入金の縮減対策を考えるとともに、総務省が指導している高資本費対策費の基準を満足する使用料金水準 150 円／ m^3 以上に改定すべきとの提案を受けました。

審議会における意見は次のとおりです。

将来的には、適正な使用料を考えると一般会計の負担を極力軽減していくべきであり、使用料金水準を 150 円／ m^3 以上として、国の財政措置を受けられることについても考慮する必要があるが、現在の経済状況等を考えると統一料金への移行に際して使用者への影響を最小限に抑える必要性を考慮した現行の使用料水準 136 円／ m^3 を確保することが適当と考えます。なお、将来は社会の状況および近隣市町の動向を踏まえ適当な時期に総務省通達による要件である使用料金水準を検討することも必要と考えられます。

3 累進逓増制の導入について

旧両町の使用料体系が異なっていることから累進逓増制に統一し、累進度を調整することにより、この状態を極力軽減するとともに、使用者の節水努力が報われ、使用水量に見合った負担を実現するよう基本使用料金を設定し、使用した水量分に対し逓増従量料金とする提案を受けました。

審議会における意見は次のとおりです

基本使用料の対象経費を、維持管理費の固定的経費に限定する考え方については、すべての使用者が負担するという基本使用料の性質を考慮すると、基本使用料を 600 円とし、最小階層の単価 60 円、最大階層の単価 210 円という設定についても統一化に伴う町民および事業者の負担に対しても妥当と考えられる。

なお、10 立方メートル未満においても 1 立方メートルごとに使用料負担が生じるという累進逓増制を採用することは、節水意識の向上という観点から適当であると考えます。また、下水道使用料の額は次のとおりとします。

下水道使用料の額（月あたり）

区分	基本料金	排水量	使用料金
一般排水	600 円	10m ³ まで	1 m ³ につき 60 円
		10m ³ を超え 30m ³ まで	1 m ³ につき 120 円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	1 m ³ につき 130 円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	1 m ³ につき 140 円
		100m ³ を超える分	1 m ³ につき 150 円
特定排水		750m ³ を超える分	1 m ³ につき 210 円

（消費税抜き）

4.使用水量の認定について

下水道施設の運転、維持管理費、建設費償還金は、本来使用料によって負担すべきもので、その汚水の流入量の認定方法は、上水道使用量のデータを基に次の 3 パターンの方法で認定する提案を受けました。

使用水量の認定

- (1) 上水道だけを使用している場合
上水道の使用水量を汚水量とする。
- (2) 上水道以外だけを使用している場合
1 ヶ月に世帯員一人当たり 8 立方メートルとする。
- (3) 上水道とそれ以外を併用している場合
(1)、(2) のどちらか多い水量とする。

上記 (1)、(2)、(3) について、それぞれ家事用以外にも使用されている場合は、業態または人員、ポンプ等の能力などを記載した汚水量申告書と状況等現地調査のうえ認定する。

審議会における意見は次のとおりです。
一般家庭での樹木の水やり、車の洗車等についての意見もありましたが、実態把握が困難なため使用水量の認定については、適当であると考えます。

5. 使用料改定の時期について

使用料改定の時期については、使用水量の実態把握および改定に伴う作業期間等を考えると平成22年4月請求分から適用することを目途とする提案を受けました。

審議会における意見は次のとおりです。
使用料改定の時期については、適当であると考えます。

6. おわりに

今回の料金改定は、合併後の下水道使用料金体系の統一と、町財政を圧迫している一般会計繰入金の削減の2本柱であったが、旧秦荘町と旧愛知川町の使用料金体系は基本的な考え方が異なっており料金統一による利害調整が審議の大きな比重を占めることとなり、統一化にあたっては、町民および事業者に与える影響が大きいと考えられるため、わかりやすい形で情報を提供し、内容を十分周知して合意形成に努めることを望みます。また、下水道事業の経営健全化に向けた料金改定が今回先送りされたことは、ことの重要性を如実に現わした結果であると考えられる。

しかしながら、料金統一に絞った審議により慎重な結論を得ることができたことは評価できるものと考えられます。また、次回の使用料改定では、総務省通達による要件である150円/m³以上を社会状況、近隣の市町の動向を考慮した上で検討することを要望します。

最後になりますが、今後も愛荘町の下水道事業の円滑な推進を図り、合理化に努め住民負担を極力軽減するため可能な限り経費の縮減に努めていただくことと、水洗化率の向上のための普及啓発や適切な維持管理に努めていただくことを望みます。